

会社を残す!

1 がんばる社長

中小企業経営者の年齢が上がっています。1995年(平成7年)、経営者年齢のピークは47歳でした。それが、2015年(平成27年)には66歳に。20年間でおよそ20歳シフトしました。(2016年版中小企業白書)

70歳代、80歳代を合わせると、5割を超えるというデータもあります。私どものところでも、事業承継のご相談が増えてきました。会社を残す動きが、本格化してきているようです。

そこで、今回は、会社を残すために、考えたいポイントをご案内いたします。

2 譲渡する対象

まず、①株式譲渡、②事業譲渡、③資産譲渡、これら3つの違いを整理しましょう。

会社を譲渡するという場合、一般的には①株式譲渡をさします。文字通り、譲渡の対象が株式というものです。「親が亡くなり、子が会社を継いだ」という場合も、一般的には株式を相続したことをさします。

②事業譲渡は、一般的には株式の譲渡を伴いません。会社から「事業」を切り出し、「事業」のみを譲渡の対象とします。営業譲渡も同義です。

③資産譲渡は、会社の資産を個別に譲渡するものです。具体的には、不動産を売ったり、知的財産権を売ったりするものです。資産を売却(処分)するので、会社の清算になじむように思われます。

会社を残すという観点からは、①②が選択肢になるでしょう。

3 譲渡する相手方

相手方としては、(a)親族(身内)、(b)従業員、(c)第三者の3つが考えられます。

子や孫に会社を継がせる、というのは(a)です。後継者不足が問題となる中、継いでくれる(a)親族(身

内)がいる、というのは、幸せなことなのかもしれません。

(b)従業員に継がせる、というのも有力な選択肢です。なにより、会社の事業に精通しています。有能でやる気があれば、検討に値するでしょう。問題は、株式を買い取る資力があるか、という点でしょう。

(c)第三者に、というのがM&Aです。「M&Aって、大企業の話でしょう」と思われるかもしれませんが、いえ、そんなことはありません。「同業者に取引先と従業員を引き取ってもらった」という話、聞いたこと、ないでしょうか。これもM&Aなのです。

M&Aは、①株式譲渡によるものと、②事業譲渡によるものがあります。②事業譲渡にも、既存の会社に譲渡するものや、第2会社を作って第2会社に譲渡するものなどがあります。

3 大切にしたいものがなにか

なぜ、会社を残したいのか。動機は様々でしょう。士業がサポートするにあたり、大事なものは、「経営者が大切にしたいものはなにか」。これを把握することだと思えます。

大切にしたいものと言っても、多岐にわたります。例えば、従業員の雇用か、のれんか、取引先やお客様か、地域社会の信用か、それとも、経営者の個人保証を外すことか。

これらを把握してこそ、最適な解を見つけられる。私は、そのように感じています。経営者が「会社を残したい」と思っている、結局のところ、「個人保証を外すことができれば、それでいい」ということが分かれば、無理して会社を残さず、破産する、という選択肢もあるのです。

士業にとって大事なものは、経営者の動機、経営者が大切にしたいものに寄り添うことだと思えます。

執筆：弁護士 藤木秀行



弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所

ナラからハじまるナラハ、スタート！



こんにちは！私たちは前事務所から独立し、西大寺駅近くに【弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所】を設立しました。

「ナラハ」という名前には

ナラからハじめる

ナラからハじまる

という思いを込めました。

私たちが注力する3つの分野

【企業法務】【相続】【離婚】

にご期待ください。



藤木秀行、田辺美紀、市ノ木山朋矩
(奈良弁護士会所属)

■ コラム ■

～我が家のハリー・ポッター～

今年の12月、テレビでハリー・ポッターの映画を再放送していたのを見て、感化された我が家の元気な男の子たち（11才、9才、6才）。余った紙を使って魔法の杖を作り、「アクシオ（来い）！」「レダクト（粉々）！」「ステューピファイ（失神）！」「インセンディオ（燃えよ）！」「ヴェンタス（吹き飛ばせ）！」などと言いながら（私にはまったくチンプンカンプン）、布団をひっくり返したり、ベッドの上で飛び跳ねたり、床を転がまわったり・・・！

そしてクリスマスイブにサンタクロースからきたプレゼントは、なんと「魔法の杖」！そこで、子どもたちのおねだりに付き合うことにした我が家は、新年早々、“アルバス・ダンブルドア”“ハリー・ポッター”“ハーマイオニー・グレンジャー”の杖を持って、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン（USJ）のハリー・ポッターエリアを目指したのです。USJの開始時刻前に入場し、開始と同時にハリー・ポッターエリアへ！子どもたちは、ホグズミード村で魔法の杖を振りながら呪文を唱え歩き、ホグワーツ城内を巡り、レストラン「三本の箒」では大皿料理を食べて甘いバタービールを飲み、すっかりハリー・ポッターになりきって大満足！

おみやげは「伸び耳」「カエルチョコレート」「爆発ボンボン」「百味ビーンズ」。なかでも「百味ビーンズ」の「腐った卵味」「ゲロ味」「ミミズ味」は、その名のとおり味ですが、どんな味か興味があれば、ぜひお試しください！

執筆：弁護士 田辺 美紀



弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所

〒631-0822 奈良市西大寺栄町3番27号泉谷ビル1階
TEL 0742-81-3323 FAX 0742-81-3324

ニュースレター不要の場合 送付停止 E-mail : info@naraha-law.jp